

1. 令和8年第2回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和8年3月6日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第7号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第8号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第9号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第10号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第12号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第13号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程10 議案第15号 郡上市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程11 議案第16号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程12 議案第17号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程13 議案第18号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について

日程14 議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について

日程15 議案第43号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について

日程16 議案第44号 第3次郡上市総合計画基本構想について

日程17 議案第49号 財産の無償貸付について（旧郡上市美並川の駅）

日程18 議案第50号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番 北山浩樹

2番 大坪隆成

3 番	有 井 弥 生	4 番	和 田 樹 典
5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	10 番	本 田 教 治
11 番	長 岡 文 男	12 番	田 代 まさよ
13 番	田 中 義 久	15 番	森 藤 文 男
16 番	原 喜与美	17 番	野 田 かつひこ
18 番	清 水 敏 夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
総務部付部長	村 瀬 正 純	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	農林水産部付部長	伊 藤 公 博
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
議会事務局 議会総務係	三 島 栄 志		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） 議員の皆様には、委員会に引き続き御出席をしていただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでよろしくお願いいたします。

ここで毎回皆様方に申し上げておりますが、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、またマナーモードにさせていただきますよう、いま一度御確認のほう、よろしくお願いいたします。

（午後 1時10分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により会議録署名議員には1番 北山浩樹議員、2番 大坪隆成議員を指名いたします。

◎議案第7号から議案第50号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程2、議案第7号郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程18、議案第50号市道路線の認定についてまでの17議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

17番 野田かつひこ議員より、質疑の通告がありますので、議案順に発言を許可いたします。

はじめに、議案第15号について、発言を許可いたします。17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田かつひこでございます。通告に従いまして、議案第15号に対する質問をいたします。

この第15号は、既に今現在は郡上市八幡デイサービスセンターという施設があるんですが、これを取り壊して、ごみ収集の中継施設を建設するという段取りは、それは私も了解の上での質問ですので、よろしくお願いします。

ただ、このデイサービスセンターを廃止するという第15号議案につきましては、お示しいただいた資料の中で——ちょっと今すぐ出ておりませんが、資料のこの理由です。デイサービスセンターを廃止する理由の中に「利用者が減って減少」、そして「今後再開の見通しが無い」と、こういうふうにあります。今後、再開の見通しはないのは事実だと思いますが、利用者の減少というのは、これはこの理由に該当するののかという問題です。

その下のほうに……。ありがとうございます。今、タブレットのほうに出していただきました資

料の一番下のところに「通所介護利用者の推計」というのが令和5年からずっと32年まで出ております。郡上市全体と、それから八幡に限りという数字だと思いますが、これはどう見ても大体同じ数字で推移している、または微増と言ってもいいんじゃないかと思います。ですから、利用者の減少というのは、どのように判断されたのかというのを伺いたいと思います。これがこの第15号の質問であります。

○議長（森藤文男） それでは、第15号に対しての答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

議案の資料でお示しさせていただいておりますけれども、八幡デイサービスセンターは休止後、令和7年12月現在の八幡地域通所施設の定員合計は153人です。これに対しまして、平均利用者数は115人となっております、稼働率は75%、空きが25%発生しているという状況になります。これに対しまして、同じく資料に示しました八幡地域の通所介護利用者数の推計は、令和7年度に対し、推計値のピークは令和22年で、比率としては10%増加となります。

この点におきましては、議員の御指摘のとおり、将来的には僅かに利用者が増加する予測を立てておりますが、現状において、定員の25%の空きがある状況を考えますと、将来にわたって現在の定員規模で十分に受入れが可能と見ておりまして、このことから今後の再開の見通しが無いものと考えております。

また、令和6年9月の文教民生常任委員会協議会で御説明をさせていただきましたけれども、休止の背景には、近年の介護需要の低下に伴いまして八幡デイサービスセンターの利用者が減少し、大幅な赤字経営となっていたことがあります。八幡地域の通所施設は民間も含め、利用者減少による経営難に直面していることから、民間の維持のためにも公の営業を縮小し、需要に応じた適正なサービス供給量に近づくよう、調整を図ることも目的としております。

今後、他地域も含めた利用者の推移などを見ながら、適正定員の検討を行ってまいりたいと思いますので、御理解を頂けますようお願いいたします。

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） はい。理解をいたしました。廃止の理由として、利用者の減少という、これだけの文言では説明が不十分ではないかと。これは余裕があるからとか、あるいは民間の事業への配慮とか、こういうこともきっとあると思うんですよね。そういう観点をやっぱり強調していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 議案第15号についてはよろしかったですか。

（発言する者なし）

○議長（森藤文男） 続きまして、議案第18号について発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 続きまして、第18号議案であります。この学校給食の条例の部分を読みいたしますと、この質問はなくても済んだと今になって理解をしております。

来年度から小学校がいよいよ学校給食が無償化になりますので、それに関わって教職員の方についてはそのとおりにいかないのでは、市長の判断を仰ぐという形の付記があるというふうに理解をしますが、それでよろしければ、そのように御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 改めまして、説明のほうをさせていただきます。

令和8年度より、国により小学校は無償化となりますが、中学校においては市独自の無償化で、令和8年度は臨時交付金を現行の条例を下に一部財源として実施することから現行の給食費の金額を変更せず運用しておりますが、今後、国の動向を見据えながらの中学校の国による無償化等がございますが、しかるべき時期に改めて条例改正を行いたいと考えております。

しかし、教職員等の皆様方には適切な金額でお願いしたいということから、現行条例に「市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。」を追加しまして、国の基準相当額で徴収をさせていただくものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） はい。了解いたしました。どうかよろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 続きまして、議案第19号について発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。3つも立て続けに申し訳ございません。ひとつお付き合いをお願いします。

議案第19号、郡上市図書館の分室が来年度から2つ、めうほう分室とわら分室が廃止になると、条例の中からこの部分が削除されるということでもあります。

取りあえずこれについて、以下1点目。この分室は地域にもよると思いますが、わらやめいほうについて、年間どれくらいの予算を必要とするのか。想定では大部分は人件費だと思いますが、どの程度なのかを教えてください。要するに、財政負担がどれくらいあるのかということを私は知りたいということでございます。

2つ目です。その資料の中に一日の平均利用者数というのがございます。図書館の利用というのは、いろんな利用の仕方がありますので、この利用者数というのは一体どういう種類の利用なのかというのが知りたいわけです。

一つは、本を借りていく、その借りていく人数。1人が複数冊借りる場合もありますので冊数では言えないと思いますが、その人数はどれぐらいというカウントなのか。あるいは、その分室へ訪れた方、入館された、入室といいますか——方の人数なのか。その辺がちょっと曖昧で、もしその入室者の数、要するに図書は借りないけれども、閲覧に来たという方ならば何人ぐらいになるんでしょうか。今は2人や3人程度ですけれども、一日平均です。これは、どういう数字なのかというのを明らかにしていただきたい。

それから3番目ですが、めいほう分室とわら分室は、説明によりますと、土・日・月がちょっと一緒ではないですけれども、休館日になっております。単純に普通に考えると、最も図書館を訪れる人が訪れやすい曜日は、土・日及び祝日ではなかろうかと思うんです。そういう日に休館にしておいたんでは当然ながら、これは利用者数といいますか、訪れる人は増えることはないと思います。なかなか困難だと思います。ですから、利用が少ないといって土・日・祝を休んだらというのも、あながちこれは解せない話になりますので、この辺はなぜ土・日・月が休館になっているのかというのを伺いたい。

以上でございます。

○議長（森藤文男） それでは、3点について答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

まず、経費についてでございます。めうほうでございますが、システム利用に係るリース料、システム保守料等で169万9,000円、人件費につきましては85万9,000円、図書購入費が12万2,000円、合わせまして268万円でございます。

わらでございますが、システムにつきましては、めうほうと同額の169万9,000円、人件費につきましては84万2,000円、図書購入費は10万円で、合わせまして264万1,000円でございます。

続きまして、一日の平均利用者数でございますが、こちらにつきましては、図書の貸出数で図書室への入室者のカウントは、申し訳ありませんが、していない、把握していない状況でございます。ということでいきますと、訪れていただく方は、今出させていただいておる数字より、もう少し下がるかなというような見解を持っております。すみません。その訪れる方については、ちょっと把握していないという状況でありますので、お願いいたします。

それから、めうほう分室、わら分室の土・日・月曜日の休館日でございますが、こちらにつきましては、めうほう分室につきましては、合併前の図書館、図書コーナーという形でございました。その頃から明宝コミュニティセンターの開館日に合わせて開設しておりまして、めうほう図書館となっても施設の休館日である土曜日・日曜日を休館とさせていただいております。合併以前からというような経緯でございます。

それから、わら分室につきましても、合併前の公民館、図書室の頃から日曜日については希望があれば、町民センターの管理人が開けていたという状況でございます。また、町民センターの休館日が月曜日であるため、地域に浸透していた日曜日と施設の休館日である月曜日を休館とさせていただいております。長年の習慣といいますか、それに合わせて、合併以後も休館日を設けさせていただいておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 御説明ありがとうございます。システムにかかる費用というのは、やっぱり大変大きなものがあるということがよく分かりました。人件費よりもはるかに多いですね。はあ、ため息が出てしまいます。

2つ目ですが、これはやっぱり私たちには重大な問題じゃないかと思うんですよね。図書貸出しの利用者数というのは二、三人、本当にこんな数字なら、この閉館もやむを得えんわなあという気持ちになるんですが。でも実際は親子そろって休みの日に本を探しに、あるいは見に、あるいは読みにいらっしゃる、時には勉強にいらっしゃる、小学生や中学生だとしたら高校生もいらっしゃるかもしれない。そういう方はここにはカウントされてこないという、これは重大な問題ではないかと思います。図書というのは、スペースと本があってこそ図書館なんです、分室であろうと。ただ、オンラインで借りられれば、それで済むという問題ではないということを取りあえず申し上げておきたいと思います。

それから、先ほど申しました、休日に一番いらっしゃりやすいときに休んどって利用者が少ないとは言えませんね。これは無理があります。

それから、もう一つ、ここにはちょっと書いていないんですが、こうして条例の中から図書館の分室を削除してしまうということは、もう条例による縛りはなくなるわけですね。今、こうやって審査をするということは、条例があるから審査できる。ところが、これは条例から省くと、その分室をどのようにするのか。例えば、場所を変えて今回のようにもっと充実した内容にしたいとか、あるいは利用者が減ったからなくしてしまいたいというのは、もう条例ではないから議会の審査は要らなくなるということではないかと思うんです。これもやっぱり私は大きな問題だと思います。そういう点で、取りあえず質問で終わっておきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 答弁はよろしかったですか。

以上で、通告による質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第50号までの17議案は、郡上市議会会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りをいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託いたしました17議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第50号までの17議案につきましては、3月19日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 1時29分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 北 山 浩 樹

郡上市議会議員 大 坪 隆 成